

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「未来の子供たちのために、最先端のメタボローム解析技術とバイオ技術を活用した研究開発により、人々の健康で豊かな暮らしに貢献する」ことを企業理念としております。当社は、この企業理念の実現と企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、業務執行に対する監督機能の強化や、内部統制システムによる業務執行の有効性、効率性、遵法性のチェック・管理を通じて、経営の健全性及び透明性を高め、経営の効率化に取り組んでおります。また経営理念、特に「共有の価値観」を全役員及び従業員等へ周知し、長期的な観点から法令遵守を徹底し、各ステークホルダーと調和した行動を促しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富田 勝	390,000	6.60
エムスリー株式会社	217,100	3.68
曾我朋義	208,000	3.52
株式会社平田牧場	200,000	3.39
第一生命保険株式会社	186,100	3.15
西岡 孝明	150,000	2.54
株式会社山形銀行	150,000	2.54
株式会社荘内銀行	150,000	2.54
株式会社ブルボン	65,100	1.10
岩井コスモ証券株式会社	64,500	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2023年6月30日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

現状、当社のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
長江 敏男	他の会社の出身者													
水谷 翠	公認会計士													
夏苺 一	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長江 敏男			-	<p>[社外取締役として選任する理由] 長江敏男氏は、医薬品業界において、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験や見識を活かし、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保及び経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただけるものと期待されることから社外取締役として選任しております。</p> <p>[独立役員として指定する理由] 同氏は独立性基準に抵触せず、当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。以上から同氏は一般株主との利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定いたします。</p>
水谷 翠			-	<p>[社外取締役として選任する理由] 水谷翠氏は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、これまで社外取締役として当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただけてきたことから、社外取締役として選任しております。</p> <p>[独立役員として指定する理由] 同氏は独立性基準に抵触せず、当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。以上から同氏は一般株主との利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定いたします。</p>
夏苺 一			-	<p>[社外取締役として選任する理由] 夏苺一氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、これまで上場企業の顧問弁護士として内部統制、リスク管理、M&Aなど幅広い分野での助言・提言をされております。かかる実績を踏まえ、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督等に活用いただくことが期待できるものと考えております。</p> <p>[独立役員として指定する理由] 同氏は独立性基準に抵触せず、当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。以上から同氏は一般株主との利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定いたします。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

コーポレート統括本部員が、監査調書のデータ化、議事録の保管など監査等委員会の職務の補助を行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者は年間計画に従い、被監査部署の業務全般にわたり監査を実施し、監査結果は書面により社長に報告され、監査等委員会にもその写しを提出し、報告を行うなどの意見交換を行っております。監査等委員会は、適時会計監査人と会合を持ち、監査に関する情報や意見交換を行う等連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	1	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	1	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社では、社外取締役を中心としたメンバーで構成される任意の指名委員会、報酬委員会を設置しております。また各委員会の議長は社外取締役の中から選任しております。

指名委員会は、取締役候補者の選任等について、また、報酬委員会は、報酬体系や支給基準、各取締役の報酬等について審議しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、「独立社外役員の選任基準」を定めており、社外取締役はその要件を満たすことを選任基準としております。なお、社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当事業年度の当社の取締役(社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」)の役員報酬は、定期報酬である基本報酬及び業績報酬に加えて、業績条件付事後交付型譲渡制限付株式報酬(以下「本株式報酬」)で構成されています。

基本報酬は、社会情勢、他社水準、会社業績等を考慮して役位別に定めてあります。業績報酬は前連結会計年度の業績成果に基づき算定され、その金額を12等分したものを毎月の定期報酬として支給しています。財務指標連動報酬と非財務指標連動報酬で構成されます。財務指標連動報酬は、「前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益」を指標として、業績別基準報酬額に役位係数及び個人貢献度係数を乗じて算出します。非財務指標連動報酬は、「前連結会計年度における年次開発目標に対する達成度」を指標として、開発進捗係数別基準報酬額に役位係数及び個人貢献度係数を乗じて算出します。なお「年次開発目標に対する達成度」につきましては、社外取締役が過半数を占める報酬委員会にて評価・審議を行い決定することとしています。また個人貢献度係数も、報酬委員会にて各取締役の個人貢献度を審議し、決定いたします。なお当社取締役(監査等委員である取締役を除く)への報酬は、上記基本報酬と業績報酬を合わせまして年額300百万円以内となっております。

本株式報酬は、業績評価期間(毎連結会計年度:7/1~6/30)の「業績評価期間における本制度に基づく役員報酬費用による影響を除外した親会社株主に帰属する当期純利益」(以下、「本連結純利益」といいます。)を指標として基準報酬額を決定し、役位係数を掛け合わせた価額を交付時株価で割り返すことにより交付株式数を算定します。交付時株価は対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定します。対象取締役に対する本株式報酬額は交付株式数に交付時株価を乗じた金額となります。

該当項目に関する補足説明

当事業年度における本株式報酬の見込概算計上額は6,103千円です。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当事業年度における新規ストック・オプションの発行はございません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2023年6月期に係る取締役6名に対し、53,671千円を支払っております。また、業績条件付事後交付型譲渡制限付株式報酬の2023年6月期見込概算分として6,103千円を役員報酬に計上しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は、事業年度における各役員の役割、責任及び貢献度合い並びに会社の財政状態などを勘案の上、株主総会の決議による総額の限度内で、合理的な報酬額を機動的かつ個別に決定することを基本方針としております。

役員の報酬等の額及び算定方法に関する方針につきましては、取締役会が、社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を得たうえで、取締役会において支給額を決定することとしています。また、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された監査等委員の報酬限度額の範囲内で監査等委員の協議により決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2017年6月24日開催の当社第14回定時株主総会において年額300百万円以内、本株式報酬の報酬限度額は、年額100百万円以内といたします。また業績評価期間終了後に発行又は処分する当社の普通株式の総数は年40,000株以内といたします。監査等委員である取締役については年額30百万円以内として決議いただいております。

【社外取締役のサポート体制】

コーポレート統括本部においてサポートしており、取締役会の開催日・議題の連絡、議題の事前説明などを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
菅野隆二	顧問	2020年9月26日の取締役会で退任した菅野隆二氏は、退任後当社の非常勤顧問に就任しております。その顧問契約に基づく任期は2024年6月末となっております。	非常勤	2020/09/26	2024年6月末

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1名
--------------------------	----

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に定める監査等委員会設置会社制度を採用しております。取締役会は、経営上の重要事項に係る意思決定及び取締役の業務執行の監督機関として機能し、監査等委員会は取締役の職務執行を監査しております。本報告書提出日時点の取締役は5名、うち3名は監査等委員である取締役であります。

1) 取締役会

取締役会は、社外取締役3名を含む5名で構成されております。取締役会は原則毎月1回又は必要に応じて随時、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、経営上の重要事項の意思決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な方針を決定する機関として、機動的な運用をしております。

2) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成されております。監査等委員である取締役は、必要に応じて、社内の重要な会議への出席や、重要な稟議書類を閲覧する等の監査手続を実施します。また、代表取締役や会計監査人と随時面談を行い、情報交換に努めております。

3) 指名委員会

当社では、社外取締役を含む以下の取締役で構成される任意の指名委員会を設置しております。指名委員会は、取締役の構成、取締役候補者の選任等について審議しております。

4) 報酬委員会

当社では、社外取締役を含む以下の取締役で構成される任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬等について審議しております。

5) 経営会議

代表取締役社長を議長として業務執行取締役と執行役員全員による経営会議を原則毎月1回開催しております。経営会議では業務執行上の主要課題の検討を行っております。

6) コンプライアンス委員会

代表取締役社長を委員長として業務執行取締役と人事総務部長からなるコンプライアンス委員会を必要に応じて設置します。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに係る取組みを推進する他、コンプライアンス違反の事例が生じた場合には、事実関係の調査、被害を最小限にとどめるための対応、再発防止策の立案を行います。

当社は社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、権限移譲による意思決定と業務執行の迅速化を推進し、経営の健全性、透明性、効率性を高めることを目的として当社は監査等委員会設置会社となっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)に掲載しております。なお議決権行使を促進するため、フルセットの招集通知を郵送にて株主総会開催15日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	原則として、集中日を回避して株主総会の日程を設定しております。

その他	当社Webサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)において株主総会の3週間前から定時株主総会招集ご通知・定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項を掲載しております。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として半期毎に決算説明会を開催していく予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家向け情報のページを設け、有価証券報告書などの法定開示資料、決算説明会等のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート統括本部 財務経理部が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	「つるおかSDGs推進パートナー」として、地域の皆様と協力し、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」を定め、内部管理体制の整備を図ることとしております。取締役会においては、法令、定款及び諸規程の定めるところにより、経営に関する重要事項等について意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行を監督しております。業務執行取締役を含む役職員の権限・責任につきましては組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に規定し、個々の業務執行に係る決裁については決裁権限基準に基づいて決定を行っております。また社長決裁事項につきましては、取締役会で報告されています。

業務執行組織から独立した内部監査室は、業務執行部署毎に内部監査を実施し、その監査結果を監査等委員会にも報告しております。また監査等委員会や会計監査人とも連携し、当社グループの決算情報の信頼性はもとより、内部統制・リスクマネジメント全般に関して業務運営の妥当性・有効性を監査するとともに必要な助言提言を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「内部統制システムの基本方針」にて反社会勢力の排除に向けた基本的な考え方として、「反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とする。」こととしております。また取引先と反社会的勢力との関係が判明した場合には、直ちに取引を解除すること、コーポレート統括本部を反社会的勢力に関する担当部門と位置づけ、万が一反社会的勢力からのアプローチがあった場合には、所轄の警察署、暴力団追放センター、弁護士等外部専門家と緊密に連携しながら組織的に対応することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

- ・当社は、経営の透明性を保つことを目的に、迅速かつ適切な情報開示を行うことを重要な責務と位置付けております。ステークホルダーの皆様に対して常に公正かつ適時適切な情報開示を積極的に行えるよう努めております。なお情報開示を含めたあらゆる業務に従事する際には、当社の企業理念「共通の価値観」に基づき透明性、公平性をもって臨むよう代表取締役社長自ら啓蒙しております。
- ・適時開示責任者は、最高財務責任者であるコーポレート統括本部長、開示担当部署は財務経理部としております。
- ・当社グループ内にて重要事項が決定された場合、または重要事項が発生した場合、ただちに各部署からコーポレート統括本部長に情報が集約される体制となっております。集約された情報は速やかに社内外を問わず開示担当部署を除き、秘匿事項として取り扱い情報統制を行います。その後コーポレート統括本部長、開示担当部署により内容の確認、分析、適時開示の要否、開示内容の検討を行い、代表取締役社長へ報告し最終的な判断の後、情報開示することとしております。
- ・開示に際して取締役会の承認が必要な重要情報の基準を規程で定めており、該当する重要な情報開示につきましては取締役会での承認後速やかに開示することとしております。
- ・重要事項につきましては必要に応じて専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の意見を参考に適法性、正確性を検証しております。
- ・適時開示を行う場合には、財務経理担当が「TDnetオンライン登録システム」へ情報登録し、東京証券取引所の担当者に事前説明を行った上で情報開示しております。なおTDnetにて開示された後、当社Webサイトにも同様の情報を掲載しております。
- ・決算情報につきましては、取締役会承認後に決算短信を財務経理部が開示しております。

